

令和2年（2020年）

旭川市議会議案

第2回定例会

令和2年6月12日開会

令和2年 月 日閉会

2・2定

議案第 1 号

令和2年度旭川市一般会計補正予算について

令和2年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

---

2・2定

議案第 2 号

令和2年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和2年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

2・2定

議案第 3 号

令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

---

2・2定

議案第 4 号

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和2年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）対策に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(説 明)

旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

旭川市建築基準法施行条例（昭和44年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第61条の4を第61条の5とする。

第61条の3中「第9条，第23条第1項及び第2項（令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条において同じ。）」を「第23条第1項及び第2項」に改め，同条を第61条の4とし，第61条の2の次に次の1条を加える。

（避難上の安全の検証を行う区画部分に対する制限の特例）

第61条の3 令第128条の6第1項に該当する区画部分（同項に規定する区画部分をいう。）については，第23条第1項及び第2項（令第128条の4第4項に規定する内装の制限を受ける調理室等を除く。次条及び第61条の5において同じ。）の規定は，適用しない。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

建築基準法施行令の一部改正等に伴い，旭川市建築基準法施行条例の一部を改正しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 車両の種類及び数量   | 除雪グレーダ 1台   |
| 2 買 収 価 格     | 33,880,000円   |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市永山3条11丁目2番5号<br>コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー旭川支<br>店 |

(説 明)

除排雪に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の緊急通報システム通報機器を買収する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |   |   |   |      |   |             |   |                                   |
|---|---|---|------|---|-------------|---|-----------------------------------|
| 1 | 数 | 量 | 200組 |   |             |   |                                   |
| 2 | 買 | 収 | 価    | 格 | 20,680,000円 |   |                                   |
| 3 | 契 | 約 | の    | 相 | 手           | 方 | 旭川市春光5条9丁目10番6号<br>緊急通報システム事業協同組合 |

(説 明)

一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するために、買収しようとするものである。



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 工 事 名     | 旭川空港滑走路端安全区域整備工事                                    |
| 2 契 約 金 額   | 202,400,000円  |
| 3 契約の相手方    | 新谷・橋本川島共同企業体<br>新 谷 建 設 株 式 会 社<br>株式会社橋本川島コーポレーション |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き）  |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 工 事 名     | 旭山動物園（仮称）えぞひぐま館新築工事   |
| 2 契 約 金 額   | 650,210,000円  |
| 3 契約の相手方    | 廣野・畠山・石田共同企業体<br>株 式 会 社 廣 野 組<br>畠 山 建 設 株 式 会 社<br>株式会社石田兼松八興建設 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き）  |

損害賠償の額を定めることについて

平成31年2月9日旭川市北門町11丁目において発生した救急自動車による交通事故で損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

損害賠償の額        31,939,037円

損害賠償の額を定めることについて

平成30年7月31日市立旭川病院において発生した医療事故で損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

損害賠償の額        24,485,717円

損害賠償の額を定めることについて

平成30年9月25日市立旭川病院において発生した医療事故で損害を与えたために、本市が支払う損害賠償の額を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

損害賠償の額        16,000,000円

令和元年度旭川市一般会計予算の継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により令和元年度分継続費繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和元年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通次繰越額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国(道)支出金	地 方 債	そ の 他
2 総務費	1 総務管理費	庁舎整備費 推進	13,171,100,000	7,100,000		7,100,000	4,589,200	2,510,800	2,510,800			2,200,000	310,800

令和元年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和元年度分繰越明許費繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人



令和元年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉施設等整備補助金	4,455,000	4,455,000		2,970,000			1,485,000
4 衛生費	3 上水道費	水道事業会計出資金	273,070,000	273,070,000			273,000,000		70,000
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成強化支援費	27,206,000	11,726,000		11,726,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう整備費	331,420,000	331,420,000		189,398,000	142,000,000		22,000
	3 河川費	河川整備受託費	81,000,000	66,149,250	9,676,206			56,473,044	
	5 都市計画費	都市計画道路整備費	63,000,000	63,000,000		36,000,000	27,000,000		
		都市計画道路整備受託費	646,034,000	277,223,000				277,223,000	
		運動公園整備費	207,000,000	34,500,000		15,000,000	18,500,000		1,000,000
6 住宅費	市営住宅整備費	972,208,000	972,208,000		309,142,000	652,800,000		10,266,000	
10 教育費	1 教育総務費	学校ICT環境整備費	1,033,685,000	1,033,685,000		397,374,000	636,300,000		11,000
	2 小学校費	学校施設大規模改修費	669,840,000	651,260,000		176,065,000	464,800,000		10,395,000
		東栄小学校増改築費	1,603,304,000	1,603,304,000		386,478,000	1,210,800,000		6,026,000
	3 中学校費	学校施設大規模改修費	33,200,000	16,300,000		5,433,000	10,300,000		567,000
	6 保健体育費	東旭川学校給食共同調理所改築費	46,700,000	46,700,000		15,566,000	31,100,000		34,000

令和元年度旭川市一般会計予算の事故繰越しの報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により令和元年度分事故繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

令和元年度旭川市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行為 予定額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
									国(道)支出金	地 方 債	そ の 他		
3 民生費	2 児童福祉費	保育所管理事務費	90,450,461	78,885,986	11,564,475		11,564,475		11,564,475				補助事業が完了せず、年度内に補助金の執行ができなかったため。
		私立一時預かり事業費	147,122,409	147,014,155	108,254		108,254		108,254				
		病児保育事業費	20,748,893	20,702,893	46,000		46,000		46,000				
		放課後児童クラブ運営費	491,279,000	489,567,400	1,711,600		1,711,600		1,711,600				
		放課後児童クラブ開設費	99,019,033	98,354,523	664,510		664,510		664,510				
8 土木費	1 土木管理費	管理事務費	8,467,892	8,111,492	356,400		356,400					356,400	建築保全・電子納品保管システムに係るサーバーが納入されず、契約期間内にデータ移行業務が完了しなかったため。
	4 空港費	空港車両等整備費	198,110,941	75,350,941	122,760,000		122,760,000			83,800,000		38,960,000	契約期間内に車両が納入されなかったため。

令和元年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和元年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

# 令和元年度旭川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	他会計出資金	内部留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	浄水 施設工事	919,040,000	152,184,300	739,200,000	455,000,000	273,070,000	11,130,000	27,655,700		補正予算の議決時期の関係から工期が翌年度となったため。

令和元年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和元年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

# 令和元年度旭川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	内部留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	下水管 布設工事	1,215,677,376	681,668,432	290,637,136	66,800,000	66,812,338	76,073,800	80,950,998	243,371,808		国の補正予算に係る補助事業であって補正予算の議決時期の関係によるもの等で、工期が翌年度となったため。

## 専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合
1	64,100	令和2年5月29日	令和2年2月13日 旭川市8条通8丁目	市 100%
2	49,335	令和2年5月29日		
3	36,340	令和2年5月29日		
4	8,581	令和2年5月29日		



## 専決処分の報告について

訴え提起前の和解について、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	和解の相手方	和解条項の要旨	専決処分年月日
1	旭川市●●●●● ●●●  ● ● ● ●	<p>1 相手方は、滞納家賃20万円を本件和解の成立の日の属する月を始期とし、同月から9月後の月を終期とする期間、毎月2万円ずつ分割して支払う。</p> <p>2 相手方が前項の分割金の支払を怠り、その額が6万円に達したときは、同項の期限の利益を失い、相手方は、同項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。</p> <p>3 相手方が前項により期限の利益を失った後、前項の残金を直ちに支払わないとき、又は家賃の支払を怠り、その額が3月分に達したときは、相手方は、市営住宅を明け渡す。</p>	
2	旭川市●●●●● ●●●  ● ● ●	<p>1 相手方は、滞納家賃68万3200円を次のとおり分割して支払う。</p> <p>(1) 本件和解の成立の日の属する月を始期とし、同月から135月後の月を終期とする期間 毎月5000円ずつ</p> <p>(2) (1)の期間の終期の翌月 3200円</p> <p>2 相手方が前項の分割金の支払を怠り、その額が1万5000円に達したときは、同項の期限の利益を失い、相手方は、同項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。</p>	令和2年 5月29日

		<p>3 相手方が前項により期限の利益を失った後、前項の残金を直ちに支払わないとき、又は家賃の支払を怠り、その額が3月分に達したときは、相手方は、市営住宅を明け渡す。</p>
<p>3</p>	<p>旭川市●●●●● ●●●●● ● ● ●</p>	<p>1 相手方は、滞納家賃106万1400円を次のとおり分割して支払う。  (1) 本件和解の成立の日の属する月を始期とし、同月から34月後の月を終期とする期間 毎月3万円ずつ  (2) (1)の期間の終期の翌月 1万1400円</p> <p>2 相手方が前項の分割金の支払を怠り、その額が9万円に達したときは、同項の期限の利益を失い、相手方は、同項の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。</p> <p>3 相手方が前項により期限の利益を失った後、前項の残金を直ちに支払わないとき、又は家賃の支払を怠り、その額が3月分に達したときは、相手方は、市営住宅を明け渡す。</p>

## 専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月12日提出

旭川市長 西川 将人

整理番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分年月日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	総合庁舎建替 （A）新築工 事	変更前 5,731,000,000 変更後 5,743,289,790	令和2年 5月29日	議案第70号契約の締結 について （令和2年3月26日）
2	総合庁舎建替 （B）新築工 事	変更前 3,214,200,000 変更後 3,219,698,025	令和2年 5月29日	議案第71号契約の締結 について （令和2年3月26日）
3	総合庁舎建替 新築電気設備 その1工事	変更前 819,500,000 変更後 820,406,490	令和2年 5月29日	議案第72号契約の締結 について （令和2年3月26日）
4	総合庁舎建替 新築電気設備 その2工事	変更前 852,500,000 変更後 854,232,369	令和2年 5月29日	議案第73号契約の締結 について （令和2年3月26日）
5	総合庁舎建替 新築空調設備 工事	変更前 1,364,000,000 変更後 1,365,507,290	令和2年 5月29日	議案第74号契約の締結 について （令和2年3月26日）

6	総合庁舎建替 新築機械設備 工事	変更前 579,480,000 変更後 580,163,285	令和2年 5月29日	議案第75号契約の締結 について (令和2年3月26日)
7	総合庁舎建替 新築衛生設備 工事	変更前 390,500,000 変更後 391,641,399	令和2年 5月29日	議案第76号契約の締結 について (令和2年3月26日)



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替（A）新築工事   |
| 2 契 約 金 額 | 5,731,000,000円  |
| 3 契約の相手方  | 新谷・荒井・高・田中・タカハタ共同企業体<br>新谷建設株式会社<br>荒井建設株式会社<br>株式会社高組<br>株式会社田中組旭川支店<br>タカハタ建設株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替（B）新築工事   |
| 2 契 約 金 額 | 3, 214, 200, 000円   |
| 3 契約の相手方  | 橋本川島・盛永・廣野・吉宮共同企業体<br>株式会社橋本川島コーポレーション<br>株 式 会 社 盛 永 組<br>株 式 会 社 廣 野 組<br>吉 宮 建 設 株 式 会 社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替新築電気設備その1工事                                       |
| 2 契 約 金 額 | 819,500,000円  |
| 3 契約の相手方  | 東邦・西山坂田・第一共同企業体<br>東邦電設株式会社<br>西山坂田電気株式会社<br>第一電気工業株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西川 将人

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 工 事 名     | 総合庁舎建替新築電気設備その2工事   |
| 2 契 約 金 額   | 852,500,000円  |
| 3 契約の相手方    | 電業・下村・旭栄ミヤコ共同企業体<br>株 式 会 社 電 業<br>下 村 電 気 株 式 会 社<br>旭 栄 ミ ヤ コ 電 業 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き）  |





契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替新築空調設備工事  |
| 2 契 約 金 額 | 1, 3 6 4, 0 0 0, 0 0 0 円  |
| 3 契約の相手方  | 木本・池田・開成・旭川建築共同企業体<br>株式会社木本動力工業所<br>池田煖房工業株式会社道北支店<br>開成設備株式会社<br>旭川建築設備株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替新築機械設備工事   |
| 2 契 約 金 額 | 579,480,000円   |
| 3 契約の相手方  | 大洋・エーピー・旭川暖房共同企業体<br>大洋設備株式会社<br>エーピーテクノ株式会社<br>旭川暖房設備株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）   |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和2年3月12日提出

旭川市長 西 川 将 人

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 名   | 総合庁舎建替新築衛生設備工事  |
| 2 契 約 金 額 | 390,500,000円  |
| 3 契約の相手方  | 日進・丸信・東洋共同企業体<br>日進設備工業株式会社<br>丸信衛生工業株式会社<br>東洋設備株式会社 |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（条件付き）  |